

広島県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成二十一年三月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

大崎上島循環線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
豊田郡大崎上島町木江字小楡五一六六番一六地先から 豊田郡大崎上島町木江字宇浜五一四三番四地先まで	新	旧	九・五〇〃 一・五〇〃 四	五〇五・〇〇	拡幅
	二・八〇〃 五・五〇〃	三・〇〇〃 五・〇〇〃			
豊田郡大崎上島町木江字宇浜五一〇〇番九地先から 豊田郡大崎上島町木江字宇浜五一〇〇番九地先まで	新	旧	三・〇〇〃 五・〇〇〃 一・二二〇〃 三・〇〇〃	一八五・〇〇 二四五・〇〇	ダブルウェイ
	四・〇〇〃 六・五〇〃	三・〇〇〃 五・〇〇〃			
豊田郡大崎上島町木江字宇浜五一〇〇番九地先から 豊田郡大崎上島町木江字宇浜五〇八九番一〇地先まで	新	旧	一一・四〇〃 二七・八〇〃	一三五・〇〇	拡幅
	四・〇〇〃 六・五〇〃	三・〇〇〃 五・〇〇〃			